

高槻市民間保育所等一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の特定教育・保育施設（以下「保育所等」という。）において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施者)

第2条 事業を実施する者は、市に一時預かり事業を行う旨、届出を行った市内で保育所等を設置運営する事業者とする。

(事業の内容)

第3条 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間に保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。

2 対象となる事業は、以下のとおりとする。

- (1) 主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児を対象とした一般型一時預かり事業（以下「一般型」という。）
- (2) 主として子ども・子育て支援法第27条の特定教育・保育施設の幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍する満3歳以上の幼児（以下「在園児」という。）を対象とした幼稚園型一時預かり事業（以下「幼稚園型」という。）

(事業の実施)

第4条 一般型の実施要件は以下のとおりとする。

(1) 実施場所

- ア 市内の保育所等
- イ その他市長が特に必要と認める施設

(2) 対象児童

- ア 主として保育所等に通っていない、又は在籍していない市内に住所を有する乳幼児
- イ その他市長が特に必要と認める児童

(3) 設置基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

(4) 職員の配置

規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。また、当該保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、以下のアからウに該当する場合を除く。

ア 保育所と一体的に事業を実施する場合

保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができる。

イ 1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下である場合

1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ）が概ね3人以下である場合には、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を、保育士とみなすことができる。

ウ 保育所等と一体的に事業を実施、かつ1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下である場合

1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）1名とすることができる。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項の規定に準じて職員を配置すること。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

（5）研修

保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を終了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児童発1030第2号厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

（6）基幹型施設

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う保育所等について、基幹型施設とすることができる。

2 幼稚園型の実施要件は以下のとおりとする。

（1）実施場所

- ア 市内の幼稚園等
- イ その他市長が特に必要と認める施設

(2) 対象児童

- ア 主として、在園児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者
- イ その他市長が特に必要と認める児童

(3) 設備基準及び教育・保育の内容

規則第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

(4) 職員の配置

規則36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下、「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること（ただし、当分の間の措置として1/3以上とすることも可）

当該教育・保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名とすることができること。

また、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置には、アに掲げる者又はイからオまでに掲げる者で市長が適切と認める者とする。なお、イからオに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

- ア 市長が行う研修を修了した者
- イ 小学校教諭普通免許状所有者
- ウ 養護教諭普通免許状所有者
- エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者
- オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規程により免許状を失効した者を除く。）

(5) 研修

2(4)アの「市長が行う研修を修了した者」は、以下の者とする。

- ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」または「地域型保育」の専門研修を終了した者。
- イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(利用時間)

第5条 利用時間は、原則として、一般型は午前9時から午後5時、幼稚園型で平日の場合は午後1時から午後5時、長期休業日（施設が定める休業日で休日以外の日をいう。以下同じ）または休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日等をいう。以下同じ）の場合は午前9時から午後5時とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、事業を利用する乳幼児の保護者（以下「利用者」という。）の労働時間やその他の状況を考慮し、利用時間を変更することができる。ただし、事業の利用申込時に利用者に対し、利用時間について説明すること。

（補助金）

第6条 事業を実施した事業者に対し、高槻市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づき支払うものとする。

（利用料）

第7条 利用者は、乳幼児1人につき1日当たり以下のとおり保護者負担金を支払うものとする。

（1）一般型の場合 2,000円

（2）幼稚園型で平日又は長期休業日の場合 400円

（3）幼稚園型で休日の場合 800円

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、利用者又は施設等の状況を考慮し、保護者負担金を定めることができる。ただし、事業の利用申込時に利用者に対し、金額等について説明すること。

（利用児童数の報告）

第8条 事業者は、利用児童数について、毎月翌月10日までに所管課に報告すること。

（留意事項）

第9条 事業者は、以下の点に留意すること。

（1）事業を利用する児童の健康状態の把握に努めること。

（2）日々の児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

（3）保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、必要に応じて速やかに報告すること。

（4）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置等を講じること等に努めること。なお、幼稚園については、学校保健安全法第27条により、上記の内容が義務付けられていること。

（5）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4に準じ、児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すべきであること。なお、幼稚園については、学校保健安全法施行規則第29条の2により、上記の内容が義務付けられていること。

（6）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。なお、幼稚園については学校保健安全法に基づき策定されている学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に業務継続に関する内容が含まれていると考えられるが、改めて優先する業務内容や非常時の組織体制等を確認することが望ましいこと。

（その他）

第10条 この要綱に定めるものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 高槻市民間保育所一時預かり事業実施要綱（平成16年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 8月 1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行し、平成29年11月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。